

疾第 1778-1号  
平成21年1月20日

社会福祉課長 様

疾病対策課長

インフルエンザ対策の更なる徹底について（通知）

標記について別添のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医政局指導課長連名で通知がありましたのでお知らせします。

本県におけるインフルエンザの流行は、本年第2週（平成21年1月5日から1月11日）現在、今季初めて県全体1報告医療機関当たり1週間に10人以上（13.39人）を超え、「インフルエンザ流行発生注意報」の基準値に達し、既に流行期となっています。

今後、さらに感染の拡大が予想されますので、各社会福祉施設で作成している施設内感染予防指針及びマニュアルによる徹底をお願いするとともに、別紙1の対策について留意するよう各社会福祉施設に対し周知してください。

また、社会福祉施設内でインフルエンザの集団感染があった場合、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け、厚生労働省健康局長、医薬食品局長ほか連名通知。）により、速やかに管轄保健所にご連絡ください。

感染症対策担当

電話 048-830-3557

FAX 048-830-4809

## 1 社会福祉施設等における対策

## (1) 流行前

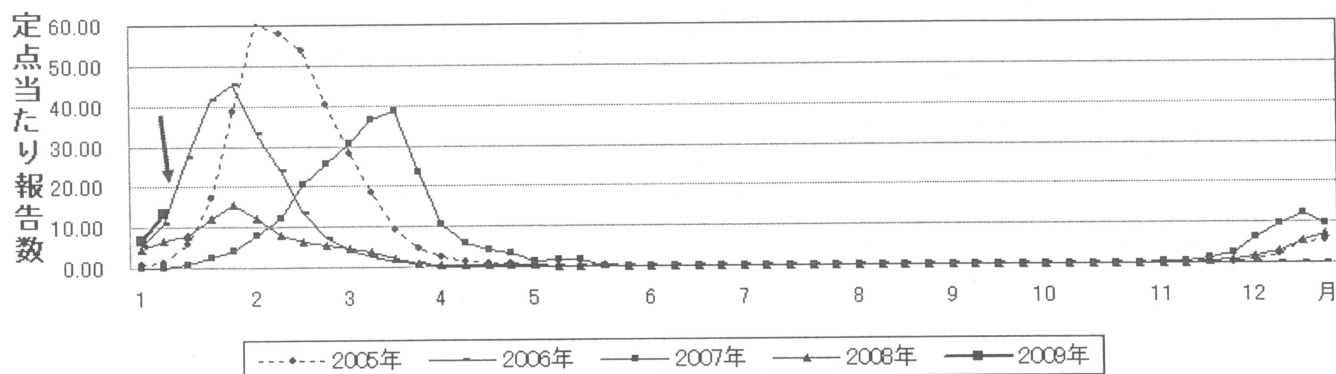
- ・利用者の健康状態を定期的にチェックする。また感染症が発生した場合に備えて、事前に施設内の連絡体制、医療機関などの連絡先等を文書で決めておく。
- ・集団でのインフルエンザまん延を防止するため、ワクチン接種について、かかりつけ医等と相談する。なお高齢者等では予防接種法に基づく接種が可能である。
- ・室温、湿度など環境管理に留意する。
- ・マスクの着用、うがい、手洗いの励行等予防策を徹底する。

## (2) 流行時

- ・利用者の健康状態をきめ細かく把握する。訴えが少ない者については、毎日の検温などにより健康状態を良く把握する。
- ・利用者及び職員にうがい、手洗い、手指の消毒の励行を呼びかける。手洗い、指先の消毒は、看護、介護等の前後、鼻をかんだ後などには必ず行う。
- ・インフルエンザの疑いがある場合には、早めに受診することが重要であり、特に高齢者や呼吸器疾患、心疾患等の慢性疾患を有する人などが罹患した場合は急激に症状が悪化する場合がありますので、注意深い把握が必要である。
- ・感染拡大防止のため、食堂、談話室の一時的な使用停止や、症状がある人と症状がない人の別室の分離を可能な限り早期に講じる。

## 2 流行状況

## インフルエンザ(埼玉県)



- ・「埼玉県感染症発生動向調査事業」による本年第2週〔平成21年1月5日(月)から1月11日(日)〕時点での1報告医療機関報告数は13,39人。
- ・県内12か所の保健所管内(川口・朝霞・鴻巣・所沢・熊谷・加須・春日部・越谷・幸手・坂戸・川越市・さいたま市)で、「インフルエンザ流行発生注意報(10人)」を超えている。

注「埼玉県感染症発生動向調査事業」

埼玉県、さいたま市及び川越市では、埼玉県医師会の協力を得て、県内にある定点(モニター)医療機関(247カ所)から、感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握している。